

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

### 2. 一次審査(配点：700点)

審査は清瀬市ホームページ再構築業務審査会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、順位を選定する。ただし、一次審査の合計点数が360点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

#### 2.1 基準点(120点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法

(1) 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「加点」の項目に○：該当1項目につき、加点
- ・ 「加点」の項目に△：該当1項目につき、加点
- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点

#### 2.2 提案評価点(480点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

事務局において企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

#### 2.3 価格点 構築費用(50点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格〔※1〕÷見積価格〔※2〕）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

#### 2.4 価格点 使用料・保守費用(50点)

- ・ 対象：【様式7】費用見積書（使用料・保守費用）

## 【別紙3】審査実施要領

- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格〔※1〕÷見積価格〔※2〕）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

### 3. 二次審査(配点：300点)

一次審査の合計点数が360点以上を得た者で上位4社について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

#### 3.1 プレゼンテーション評価点(300点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1) 日時：令和元年10月3日(木)（別途連絡）

(2) 場所：清瀬市役所（別途連絡）

(3) 出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4) 実施時間：1提案者60分以内（プレゼンテーション45分、質疑応答15分）

※準備時間10分、撤収時間5分を想定。この時間は実施時間に含めない。

(5) プレゼンテーションの内容

以下の内容について、企画提案書としてまとめた内容に基づいて行うこと。

- ・ 仕様書の内容をすべて実現するための方針説明。
- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや、企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
  - 提案するCMSを導入している自治体ホームページ実例紹介
  - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
  - サイトのデザインサンプル  
（トップページ、記事ページ、スマートフォンサイト）

## 【別紙3】審査実施要領

- ▶ 利用者が目的の情報に辿り着く操作イメージ（使い勝手や利便性についての考え方）
- ▶ アクセシビリティ対応への方針と実施方法
- ▶ システムの管理・運用方針や災害時についての対応方法等
- ▶ その他、特にアピールしたい独自機能とアピールポイント
- ▶ その他、市ホームページにとって有効な追加提案

### (6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

### (7) その他

スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器、インターネット環境等は提案者が準備すること。

## 4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が360点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が650点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。